

富山県国民保護計画変更案 新旧対照表

資料3

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更案	現行	変更内容
1	P8 第1編第3章 1【指定公共機関】の表6段目	関係機関の事務又は業務の大綱	機関の名称:日本医師会、国立健康危機管理研究機構、病院その他の医療機関 事務又は業務の大綱: 1 医療の確保 2 医療活動の実施に関する連絡調整	機関の名称:(追記)病院その他の医療機関 事務又は業務の大綱: 1 医療の確保 (追記)	指定公共機関が追加されたことによる追記。 保健・医療・福祉の連携を行うため、自然災害と同様、保健医療福祉活動の総合調整を行う体制の整備が重要であることから、その旨を明記。
2	P9 第1編第3章 2	関係機関の連絡先	(削除)	指定行政機関等、国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊等)、関係指定公共機関、指定地方公共機関、県の出先機関、市町村、消防機関、その他関係機関の連絡先は、資料編(13-1「関係機関の連絡先一覧」)に掲載する。	資料編に記載があるため、特段の記述は不要と 思料し、削除。
3	P10 第1編第4章 (3)1・2段落目	人口分布	県の総人口は、令和7年10月1日現在で約986千人で、そのうち、富山市が約401千人、高岡市が約158千人であり、(略)	県の総人口は、平成30年7月1日現在で約1,051千人で、そのうち、富山市が約417千人、高岡市が約169千人であり、(略)	数値の更新。
4	P11 第1編第4章 (4)2・3段落目	道路の位置等	道路整備率は、全国第1位(令和6年度において、76.6%)で全国第1位となっているが、(略) なお、本県の1世帯あたりの乗用車保有台数は、全国第2位(令和6年度において、1.63台)となっており、(略)	道路整備率は、全国一(平成28年度において、74.5%で全国第1位となっているが、(略) なお、本県の1世帯あたりの乗用車保有台数は、全国第2位(平成28年度において、1.70台)となっており、(略)	数値の更新。 記述の適正化。
5	P11 第1編第4章 (5)3段落目	鉄軌道、空港、港湾の位置等	空港は、県が設置管理する第3種空港である富山空港があり、(略)	空港は、県が設置管理する第3種空港である富山空港があり、(略)	富山空港の管理業務を(株)富山エアポートに委託したため、分掌事務の変更に伴う記述の適正化。
6	P15 第1編第5章 1表「N」欄の点5つ目	NBC攻撃の場合の対応	・核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講じる必要がある。	・核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講じる必要がある。	用語の適正化。

7	P17 第1編第5章2 2表	攻撃手段による分類	事態の例： (略)水源地に対する毒物等の混入 (略) ④ 水源地への毒物等の混入	事態の例： (略)水源地に対する毒素等の混入 (略) ④ 水源地への毒素等の混入	原因物質を特定せず幅広く事態例を示すため、用語の適正化。
8	P17 第1編第5章2 2表	攻撃手段による分類	② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布の場合 ・発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、散布が判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。(略) ③ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布の場合(略) ・経口だけでなく皮膚からも吸収され、神経に障害を起こす。殺傷能力が非常に高い。	② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布の場合 ・発症するまでの潜伏期間に感染者の移動により、散布が判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。(略) ③ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布の場合(略) ・経口だけでなく皮膚からも吸収され、神経に障害を起こす。殺傷能力が非常に強い。	記述の適正化。
9	P19 第1編第6章 表「被害の特徴」4点目	被害想定	・毒性ガスタンクの漏洩については、物質によってわずかな漏洩であっても拡散によってかなり広範囲に被害をもたらすおそれがある。	・毒性ガスタンクの漏洩については、物質によってわずかな漏洩であっても拡散によってかなり広範囲に被害をもたらすおそれがある。	記述の適正化。
10	P20 第2編第1章第1 2 表「職員参集基準」1・2段目	県職員の参集基準等	①担当課体制 危機管理課職員、防災課職員及び消防課職員は各2～3名程度、関係課職員は必要人数 ②危機管理連絡会議体制 危機管理課、防災課及び消防課は全員、関係課は非常参集職員	①担当課体制 防災・危機管理課職員及び消防課職員は各2～3名程度、関係課職員は必要人数 ②危機管理連絡会議体制 防災・危機管理課及び消防課は全員、関係課は非常参集職員	組織改編に伴う変更。
11	P21 第2編第1章第1 2 (4)	職員への連絡手段の確保等	県は、幹部職員、各部局の要員、危機管理課、防災課及び消防課職員に、(略)	県は、幹部職員、各部局の要員、防災・危機管理課及び消防課職員に、(略)	組織改編に伴う変更。
12	P21 第2編第1章第1 2 (5)	職員の参集が困難な場合の対応	県は、幹部職員、危機管理課、防災課及び消防課職員が、(略)	県は、幹部職員、防災・危機管理課及び消防課職員が、(略)	組織改編に伴う変更。

13	P22 第2編第1章第13表1～3段目、7段目、9段目、12・13段目	国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧	<p>特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項):<u>防災課、厚生企画課、医務課、薬事指導課、くすり振興課</u></p> <p>特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項):<u>防災課、厚生企画課</u></p> <p>土地等の使用に関すること。(法第82条):<u>関係各課</u> (略)</p> <p>住民の避難誘導に必要な援助についての協力要請によるもの(法第70条第1・3項):<u>危機管理課、防災課</u> (略)</p> <p>消火、負傷者の搬送又は被災者の救助などの援助についての協力要請によるもの(法第115条第1項):<u>消防課、危機管理課、防災課</u></p> <p>保健衛生の確保の援助についての協力要請によるもの(法第123条第1項):<u>厚生企画課</u> (略)</p> <p>不服申立てに関すること。(法第6条、175条):<u>法務文書課</u></p> <p>訴訟に関すること。(法第6条、175条):<u>法務文書課</u></p>	<p>特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項):<u>(追記)厚生企画課、医務課(追記)</u></p> <p>特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項):<u>(追記)厚生企画課</u></p> <p>土地等の使用に関すること。(法第82条):<u>厚生企画課</u> (略)</p> <p>住民の避難誘導に必要な援助についての協力要請によるもの(法第70条第1・3項):<u>防災・危機管理課</u> (略)</p> <p>消火、負傷者の搬送又は被災者の救助などの援助についての協力要請によるもの(法第115条第1項):<u>防災・危機管理課</u></p> <p>保健衛生の確保の援助についての協力要請によるもの(法第123条第1項):<u>医務課</u> (略)</p> <p>不服申立てに関すること。(法第6条、175条):<u>文書学術課</u></p> <p>訴訟に関すること。(法第6条、175条):<u>文書学術課</u></p>	組織改編及び分掌事務の見直しに伴う変更。
14	P23 第2編第1章第15	医療提供体制の確保	<p>5 <u>医療提供体制の確保(法第41条)</u></p> <p>県は、<u>武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。</u></p>	(新設)	保健・医療・福祉の連携を行うため、自然災害と同様、保健医療福祉活動の総合調整を行う体制の整備が重要であることから、その旨を明記。
15	P36 第2編第1章第5 2(3)⑦	訓練にあたっての留意事項	<p>県は、<u>国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。</u></p>	(新設)	県が、指定公共機関及び指定地方公共機関へ、訓練に加えて、研修会等へ参加するよう呼びかける努力義務を明記。
16	P37 第2編第2章 2(1)表【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】	基礎的資料の準備	<p>・<u>避難所(長期避難住宅及び宿泊施設を含む)及び応急仮設住宅として活用できる土地、建物等のリスト(特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等)</u></p> <p>・<u>避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト</u></p>	<p>・<u>避難所(長期避難住宅を含む)及び応急仮設住宅として活用できる土地、建物等のリスト(追記)</u></p> <p>・(新設)</p>	近年の自然災害での対応を踏まえ、ホテル・旅館などの宿泊施設についても、避難所として供与できることを明記。 国民保護法施行令の改正(救援の項目に「福祉サービスの提供」を追加)に伴う追記。

17	P39 第2編第2章 4【緊急通行確保路線図】	避難・救援のための道路機能の確保	(略)	(略)	図の削除(資料編への移行)
18	P39 第2編第2章 6(1)	避難施設の指定の考え方	県は、国が定める「避難施設の確保に係る基本的な方針」、 <u>区域の人口、市町村で指定している防災のための避難場所等</u> を参考に、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	県は、(追記)市町村で指定している防災のための避難場所を参考に、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	国が定めた避難施設の確保に係る基本方針を参考にすることを明記。指定の参考とする事項の追記。
19	P40 第2編第2章 6(6)1段落目	市町村及び住民に対する情報提供	県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、 <u>富山県総合防災情報システムにより避難施設データベースの情報を定期的に</u> 市町村に提供する。	県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、 <u>富山県総合防災情報システムにより避難施設データベースの情報を(追記)</u> 市町村に提供する。	現状に即した記述の適正化。
20	P42 第2編第3章 1(1)表【施設の種類及び所管省庁】	生活関連等施設の把握	3号 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 国土交通省 (略) 5号 核燃料物質(汚染物質を含む。) 原子力規制庁 6号 核原料物質 原子力規制庁 7号 放射性同位元素(汚染物質を含む。) 原子力規制庁	3号 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 厚生労働省 (略) 5号 核燃料物質(汚染物質を含む。) 原子力規制委員会 6号 核原料物質 原子力規制委員会 7号 放射性同位元素(汚染物質を含む。) 原子力規制委員会	水道行政の厚生労働省から国土交通省への移管に伴う所管省庁の変更。省庁名の適正化。
21	P51 第3編第2章 1(1)⑤	県対策本部の開設	県対策本部担当者は、 <u>富山県防災危機管理センター5階大会議室及び4階オペレーションルーム</u> に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(略)	県対策本部担当者は、 <u>県庁4階大会議室及び4階大ホール</u> に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(略)	富山県防災危機管理センター整備に伴う変更。
22	P52 第3編第2章 1(2)	県対策本部を設置すべき県の指定の要請等	知事は、 <u>県に対し県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合</u> において、(略)	知事は、 <u>県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合</u> において、(略)	記述の適正化。
23	P52 第3編第2章 1(3)表【県対策本部の組織構成】「本部室」欄	県対策本部の組織構成	各班の班員： <u>総括班員</u> <u>情報班員</u> <u>総務班員</u> <u>実動対処班員</u> <u>緊急輸送ルート班員</u> <u>物資調達・輸送班員</u> <u>保健医療福祉調整班員</u> <u>被災者支援班員</u>	各班の班員： <u>総務班員</u> <u>管財班員</u> <u>広報班員</u> <u>災害救助班員</u> <u>医務班員</u> <u>建設技術企画班員</u> <u>警備班員</u> <u>ボランティア班員</u> <u>航空班員</u>	対策本部の班編成見直しによる変更。

24	P52 第3編第2章 1(3)表【県対策本部の組織構成】右、部局一覧	県対策本部の組織構成	危機管理部 知事政策部 地方創生部 観光推進部 交通政策部 観光・交通・地域振興部 (略)	危機管理部 総合政策部 観光・交通・地域振興部 (略)	組織改編に伴う変更。
25	P57 第3編第3章 4(1)表	自衛隊の部隊等の派遣要請等	④ 武力攻撃災害の応急の復旧(危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)	④ 武力攻撃災害の応急の復旧(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)	記述の適正化。
26	P66 第3編第4章第2 1(1)③	要避難地域または避難先地域を管轄する場合	知事は、避難先地域を管轄する場合、避難先地域における避難所の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を行う。	知事は、避難先地域を管轄する場合、避難先地域における避難所の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を行う。	記述の適正化。
27	P69 第3編第4章第2 2(2)表中○5つ目	避難の指示に際しての確認・調整事項	○ 国による支援の確認 ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整 (略)	○ 国による支援の確認 ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整 (略)	記述の適正化。
28	P70 第3編第4章第2 (3)③④	県の区域を超える住民の避難	③ 知事は、避難先地域を管轄する知事として、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ県内の市町村と協議を行いつつ、県内の避難施設等の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設等の管理者に受入地域の決定を通知する。 ④ (略)なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう勧告が行われた場合は、避難施設等を管轄する知事として、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずるものとする。	③ 知事は、避難先地域を管轄する知事として、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ県内の市町村と協議を行いつつ、県内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。 ④ (略)なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう勧告が行われた場合は、避難施設を管轄する知事として、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずるものとする。	あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与することに伴う修正。
29	P71 第3編第4章第2 2(6)4段落目	避難の指示の通知及び伝達	避難先地域の避難施設等の管理者に対しては、管理者が避難施設等の供与を早急に行うことができるよう、避難の指示の内容を通知する。	避難先地域の避難施設の管理者に対しては、管理者が避難所の開設を早急に行うことができるよう、避難の指示の内容を通知する。	あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与することに伴う修正。

30	P72 第3編第4章第2 3(2)	動物の保護等に関する配慮	県は、各省市が定めた国民保護計画、都道府県が配慮すべき事項についての基本的な考え方、「富山県動物愛護管理推進計画」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。(略)	県は、国が示した「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」(平成17年環境省自然環境局・農林水産省生産局作成)を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。(略)	措置の参考とする事項の加除修正。
31	P73 第3編第4章第2 3(4)②	避難先及び避難方法	避難は、屋内避難又は事態の状況に応じて徒歩による避難施設等への避難が適切である。	避難は、屋内避難又は事態の状況に応じて徒歩による避難所への避難が適切である。	あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与することに伴う修正。
32	P77 第3編第4章第2 4	県による避難住民の誘導の支援等	(12) ライフラインの安定的な供給 県は、市町村と協力し、住民の避難に当たって、安全の確保に配慮した上で、それぞれの国民保護計画に定めるところにより、ライフラインの安定的な供給に努めるものとする。 知事は、ライフライン事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、住民の避難に当たってライフラインが安定的に供給されるよう、自ら求めを行う。当該求めを行うにあたっては、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。 知事は、ライフライン事業者である指定公共機関が、ライフラインの安定的な供給の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。	(新設)	ライフラインの安定的な供給に係る県の役割を明記。
33	P77 第3編第4章第2 4	県による避難住民の誘導の支援等	(13) 指定地方公共機関によるライフラインの安定的な供給の実施 ライフライン事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から住民の避難に当たってライフラインの安定的な供給の求めがあったときは、正当な理由がない限り、この求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、ライフラインの安定的な供給を確保するために必要な措置を講ずるものとする。	(新設)	ライフライン事業者の役割を明記。
34	P78 第3編第4章第2 4表【県による避難住民の誘導の仕組み】最下段	県による避難住民の誘導の支援等	県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関によるライフラインの安定的な供給	(新設)	ライフライン事業者の役割を明記。

35	P83 第3編第5章 1(1)	救援の実施	⑦ 福祉サービスの提供 ⑧～⑩ (略)	(新設) ⑦～⑩ (略)	国民保護法施行令の改正(救援の項目に「福祉サービスの提供」を追加)に伴う追記。
36	P85 第3編第5章 2	関係機関との連携	(4) 事業者との連携 県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。 (5)～(7) (略)	(新設) (4)～(6) (略)	食品・飲料水及び生活必需品等の給与を行う場合、災害時応援協定等の取組も参考となることから、その旨を追記。
37	P85 第3編第5章 3	救援の実施における留意事項	(1) 収容施設の供与	(1) 避難所の供与	用語の適正化。
38	P85 第3編第5章 3(1)	収容施設の供与	① 避難所の候補の把握 県は、市町村と協力して、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、宿泊施設の居室及び長期避難住宅等(賃貸住宅及び公営住宅等を含む。)の空室状況、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等及びその用地、建設型応急住宅を建設する場合の用地等の把握に努める。 ② (略)	(新設) ① (略)	あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与することに伴う追記。 避難所の迅速な開設に資するよう国が管理する施設等に関する対応方針を明記。
39	P85 第3編第5章 3(1)	収容施設の供与	③ 避難所等の供与 県は、①②で把握した情報に基づき、あらかじめ指定した避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、避難住民等を収容する。 また、 <del>避難行動要支援者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。避難所での避難生活が長期にわたる場合等で、避難住民の健康上の配慮等が必要と認められる場合においては、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げの実施、長期避難住宅等の確保及び供与に努める。</del> ④ (略)	② 避難所の開設 県は、①で把握した情報に基づき、あらかじめ指定した避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、避難住民等を収容する。 また、 <del>避難行動要支援者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。</del> ③ (略)	高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与に係る記載を削除。 近年の自然災害での対応を踏まえ、ホテル・旅館などの宿泊施設についても、避難所として供与できることを明記。

40	P85、86 第3編第5章 3(2)	長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与	<p>(2) 長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与  県は、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であつて、自らの資力では居住する住宅を確保できない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、次のとおり長期避難住宅及び応急仮設住宅を供与する。</p> <p>① 計画的供給  県は、長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与を希望する者の申請に基づき、市町村と協力して、要件に該当する者であることを確認したうえで、これらの者に対し、長期避難住宅及び応急仮設住宅を迅速かつ計画的に供給する。</p>	<p>(2) 応急仮設住宅の供与  県は、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であつて、自らの資力では居住する住宅を確保できない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、次のとおり応急仮設住宅を供与する。</p> <p>① 計画的供給  県は、応急仮設住宅の供与を希望する者の申請に基づき、市町村と協力して、要件に該当する者であることを確認したうえで、これらの者に対し、応急仮設住宅を計画的に供給する。</p>	<p>救援告示に対応した変更及び用語の適正化。</p>
41	P86 第3編第5章 3(2)	長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与	<p>② 供給の方法  県は、長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与について、建設、民間住宅の借り上げまたはその他適切な方法により行う。</p>	<p>(新設)</p>	<p>救援告示に対応した変更。</p>
42	P86 第3編第5章 3(2)	長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与	<p>③ 構造、規模、費用等の決定等  県は、建設により供与する長期避難住宅及び応急仮設住宅について、「救援の程度及び基準」に従い、必要に応じて国と協議のうえ、適切な構造、規模、費用等を決定し、設計・施工を発注し、必要な工事検査等を行う。</p>	<p>② 構造、規模、費用等の決定等  県は、供与する応急仮設住宅について、「救援の程度及び基準」に従い、必要に応じて国と協議のうえ、適切な構造、規模、費用等を決定し、設計・施工を発注し、必要な工事検査等を行う。</p>	<p>救援告示に対応した変更及び用語の適正化。</p>
43	P86 第3編第5章 3(2)	長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与	<p>④ 資機材等の調達における支援の求め  知事は、長期避難住宅及び応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国等に資機材の調達について支援の求めを行う。</p>	<p>(新設)</p>	<p>救援告示に対応した変更。</p>
44	P86 第3編第5章 3(2)	長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与	<p>⑤ 長期避難住宅及び応急仮設住宅の維持管理  県は、長期避難住宅及び応急仮設住宅を設置した場合において、適切な維持管理を行う。</p>	<p>③ 応急仮設住宅の維持管理  県は、応急仮設住宅を設置した場合において、適切な維持管理を行う。</p>	<p>救援告示に対応した変更。</p>

45	P88 第3編第5章 3(5)②	医療機関による医療救護活動	<p>ア (略)また、国立病院機構、日本赤十字社及び日本医師会は、国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行うものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 県は、必要に応じ、国、国立病院機構、日本赤十字社及び日本医師会に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p>	<p>ア (略)また、国立病院機構及び日本赤十字社は、国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行うものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 県は、必要に応じ、国、国立病院機構及び日本赤十字社に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p>	指定公共機関の追加。
46	P88 第3編第5章 3(8)	電話その他の通信設備の提供	<p>県は、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況を把握するとともに、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等※に対する電話、ファクシミリ、インターネット端末等の通信手段の確保を図る。</p> <p>知事は、避難住民等の通信手段の確保のため必要と認められるときには、国等へ支援の求めを行う。</p>	<p>県は、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況を把握するとともに、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等※に対する電話、ファクシミリ、インターネット端末等の通信手段の確保を図る。</p> <p>(追記)</p>	通信設備の提供に関する国の役割を明記。
47	P88、89 第3編第5章 3(9)	福祉サービスの提供	<p>(9) 福祉サービスの提供</p> <p>県は、避難住民等のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に対する福祉サービスについて、次のとおり提供の確保を図る。</p> <p>① 県は、市町村と協力して、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握に努める。</p> <p>② 県は、市町村と連携して、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者からの相談への対応、避難生活上の支援の実施、必要に応じた福祉避難所の設置等、福祉サービスの提供の確保に努める。福祉サービスの提供においては、社会福祉協議会、福祉施設等の関係機関に協力を求めるものとする。</p> <p>知事は、これらの福祉サービスの提供のため必要と認められるときには、国等へ支援の求めを行う。</p>	(新設)	国民保護法施行令の改正(救援の項目に「福祉サービスの提供」を追加)に伴う追記。

48	P89 第3編第5章 3(10)	住宅の応急修理	<p>(10) 住宅の応急修理  県は、武力攻撃災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をできない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、居住に必要な最小限度の部分について次のとおり応急修理を行う。  ① 県は、市町村と協力し、被災戸数や被災の程度等、住宅の被災状況の把握に努める。また、市町村と連携して、応急修理の相談窓口を設置し、応急修理を希望する者の申請受付や要件に該当する者であることを確認を行う。  ② 県は、市町村と協力し、応急修理の施工者の把握及び修理のための資材の供給体制の確保に努める。  知事は、住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国等へ支援の求めを行う。  ③ 県は、応急修理について、必要に応じて国と協議のうえ、適切な時期、優先箇所等を決定し、施工を発注し、必要な工事検査等を行う。</p>	<p>(9) 住宅の応急修理  県は、武力攻撃災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をできない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、居住に必要な最小限度の部分について計画的に応急修理を行う。  (追記)</p>	<p>救援告示に対応した追記。  併せて、国の役割を明記。</p>
49	P89 第3編第5章 3(11)	学用品の給与	<p>(11) 学用品の給与  県は、市町村と連携し、教科書、文房具及び通学用品を喪失又は損傷し、(略)  知事は、教科書等の給与のために必要と認められる場合には、国等へ支援の求めを行う。</p>	<p>(10) 学用品の給与  県は、市町村と連携し、教科書、文房具及び通学用品をそう失又はき損し、(略)  (追記)</p>	<p>用語の適正化。  救援告示に対応した追記。  併せて、国の役割を明記。</p>
50	P90 第3編第5章 3	救援の実施における留意事項	<p>(12)、(13) (略)</p>	<p>(11)、(12) (略)</p>	<p>用語の適正化。</p>
51	P92 第3編第6章 1(1)	安否情報の収集	<p>県は、供与した避難施設等において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p>	<p>県は、開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p>	<p>あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与することに伴う修正。</p>
52	P96 第3編第7章第1 4	武力攻撃災害の兆候の通報	<p>知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防等の損壊、毒物等による動物の大量死、(略)</p>	<p>知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防等の損壊、毒素等による動物の大量死、(略)</p>	<p>用語の適正化。</p>
53	P103 第3編第7章第3 2(8)	避難退域時検査及び簡易除染の実施	<p>(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施  県は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、富山県地域防災計画(原子力災害編)の定め例により行うものとする。</p>	<p>(8) スクリーニング及び除染の実施  県は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、富山県地域防災計画(原子力災害編)の定め例により行うものとする。</p>	<p>用語の適正化。</p>

54	P105 第3編第7章第4 1(4)	警察官による退避の指示	(4) 警察官等による退避の指示 ① 警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待つかまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。 ② 海上保安官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待つかまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める住民に対し、退避の指示をすることができる。	(4) 警察官による退避の指示 警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待つかまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。 (追記)	海上保安官による退避の指示を要請することを明記。
55	P106 第3編第7章第4 4②	応急公用負担等	武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管)	武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)	記述の適正化。
56	P106 第3編第7章第4 5	消防に関する措置等	5 消防に関する措置等(法第 113 条)	5 消防に関する措置等(法第 113 条)	記述の適正化。
57	P110 第3編第9章 1(5)	動物関係対策	飼育者や住民から逸走通報の受付を行い、動物の保護を行う。 また、避難施設等及び長期避難住宅又は仮設住宅における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、市町村に協力を要請する。	飼育者や住民から逸走通報の受付を行い、動物の保護を行う。 また、避難所及び仮設住宅における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、市町村に協力を要請する。	あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与することに伴う修正。 救援告示に対応した追記。
58	P110 第3編第9章 2(2)	廃棄物処理対策	県は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成 26 年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理が円滑に行える体制をとる。	県は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成 26 年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理が円滑に行える体制をとる。	記述の適正化。
59	P114 第3編第11章 1(1)②	生活関連物資等の価格安定	生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。	生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。	現状に即した記述の適正化。
60	P115 第3編第11章 2(1)	被災児童生徒等に対する教育	県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際は、関係機関と連携し、必要に応じた学校施設等の応急復旧等、適切な措置を講ずる。	県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。	記述の適正化。

61	P116 第3編第11章 3(1)②	県による生活基盤等の確保	<p>河川管理施設、道路及び港湾の管理者である県は、当該施設の機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保等を行い、河川管理施設、道路及び港湾を適切に管理する。</p> <p>また、設置している空港について、管理を委託する事業者に対し、施設の状況確認、安全の確保等を行い、適切に管理するよう指示する。</p>	<p>河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県は、当該施設の機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保等を行い、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。</p> <p>(追記)</p>	富山空港の管理業務を(株)富山エアポートに委託したため、分掌事務の変更に伴う記述の適正化及び追記。
62	P121 第4編第1章 3(2)	県が管理する輸送施設の応急の復旧	<p>県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、港湾施設、空港施設及びその所有する港湾施設、空港施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、地域防災計画に準じ、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。</p>	<p>県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、空港施設及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、地域防災計画に準じ、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。</p>	記述の適正化。
63	P122 第4編第2章 1(2)	県が管理する施設及び設備の復旧	<p>県は、武力攻撃災害により県の管理又は所有する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。(略)</p>	記述の適正化。